

令和4年 滑川町農業委員会 第12回総会 議事録					
召集月日	令和4年12月9日(金)				
開 会	令和4年12月20日(火) 午前9時30分				
閉 会	令和4年12月20日(火) 午前9時55分				
議 長	北堀高茂	代理議長		仮議長	
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員 (14名中13名出席、1名欠席)					
1	神田徳子	欠席	8	西澤 泉	出席
2	吉田 昇	出席	9	赤沼 裕	出席
3	齋藤哲男	出席	10	金子修治	出席
4	北堀 高茂	出席	11	杉田京子	出席
5	高柳幸夫	出席	12	宮島正重	出席
6	田幡只夫	出席	13	金井 茂	出席
7	贅田基司	出席	14	井上 富子	出席
農地利用最適化推進委員 (9名中9名出席、0名欠席)					
下福田	小林幸夫	出席	伊古	能見義夫	出席
上福田	堀口幸男	出席	中尾・水房	石川光男	出席
山 田	贅田昭雄	出席	羽尾1	大塚幹雄	出席
土 塩	杉田美信	出席	羽尾2	須澤郁夫	出席
和泉・菅田	紫藤清司	出席			
参 与 者			書 記	菅野真未	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第1により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員	5番	高柳幸夫	6番	田幡只夫	

第 12 回 総 会 審 議 議 案

日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 53 号	農地法第 3 条（委員会）について
日程第 3	議案第 54 号	農地法第 4 条制限除外について
日程第 4	議案第 55 号	滑川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
日程第 5	議案第 56 号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定)

顛 末

○開 会

事 務 局 皆さん、おはようございます。令和4年第12回の農業委員会総会を始めさせていただきます。1番神田農業委員より欠席の報告を頂いております。農地利用最適化推進委員の欠席はありません。最初に北堀会長よりご挨拶を頂きたいと存じます。北堀会長、宜しくお願い致します。

会 長 委員の皆さん、おはようございます。令和4年第12回の総会にお忙しい中、ご出席頂きまして大変ありがとうございます。ここ最近は随分寒くなり、東北では大雪の所もあるようです。今年も残す所10日余りとなりました。無事に1年間農業委員会を運営でき、委員各位のご協力とご指導に深く感謝を申し上げます。皆様も来年も良い年であるとともに、この農業委員会の方にご指導ご鞭撻を頂ければ幸いです。

また、本日提案された議案に慎重審議をお願いしまして、私の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

事 務 局 ありがとうございます。それでは総会を始めさせていただきます。滑川町農業委員会会議規則第4条で会長は会議の議長となり議事を整理するとございます。北堀会長に議長をお願いして進めて参りたいと思いますので、宜しくお願い致します。

議 長 はい。滑川町農業委員会会議規則によりまして、議長を務めさせていただきます。只今の出席委員は、14名中13名であります。滑川町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達しております。令和4年滑川町農業委員会第12回総会は成立を致しました。これより開会致します。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日出席の農地利用最適化推進委員は、9名中9名でございます。質疑がある場合は、挙手後、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて頂くことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。それでは、本日の議事録署名委員は、議席番号5番の高柳委員、議席番号6番の田幡委員にお願い致します。なお、会議書記は事務局の菅野主事にお願い致します。以上で日程第1を終わります。

#### ○議案審議

議 長 日程第2、議案第53号「農地法第3条について」を議題と致します。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より、議案第53号「農地法第3条(委員会)について」をご説明いたします。今月の申請件数は1件、合計554㎡になります。それでは申請番号1を説明、朗読させて頂きますので、議案書の1頁、図面は議案第53号資料1と記載されているものをお手元にご用意下さい。それではご説明致します。番号1申請地は比企郡滑川町大字○○○字○○○×××番×××、畑、農振地域内の農地、209㎡、同じく×××番×××の一部、畑、農振地域内の農地、495㎡のうち345㎡、合計2筆、554㎡になります。譲渡人は○○○町大字○○○×××番地×××、□□□様です。譲受人は○○○町大字○○○×××番地×××、□□□様です。申請者の町内の経営規模については、議案書記載のとおりです。申請理由ですが、農業後継者として経営していくため、贈与により農地の所有権を取得したいというものになります。農地法第3条に関しては、農業委員会で許可をすることになりますが、審査基準としまして同法3条2項に該当した場合、法的に許可をしてはならないこととなります。それは、経営状況調査等をもとに判断となります。補足となりますが、議案書の譲渡人と譲受人の経営面積が同じ数字となっているのは、二人が親子であり、同一世帯と

なっているためです。取得する農地適正利用を含めての審査になりますので、ご審議のほど宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきまして現地調査報告を班長、担当委員、及び、担当地区の推進委員よりお願い致します。

7 番 2班班長7番贅田です。12月13日火曜日午前9時より2班の農業委員2名、農地利用最適化推進委員2名で譲渡人立会いの元、現地調査を実施致しました。詳細につきましては担当委員でありますので引き続き説明させていただきます。場所は〇〇〇の前の町道×××号線を〇〇〇に向かって×××km程行った所を左側に曲がり×××m行った右側にあります。申請地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××の209㎡と×××番×××の一部345㎡で自宅から×××km行った場所になります。いずれも境界杭を確認する事ができました。申請人の〇〇〇さんは49歳で耕作面積は田3,840㎡、畑2,864㎡で父親と中間管理や利用権の設定により主穀単一経営を大規模に行っている農業者です。耕作されている農地を確認したところ狭小地で斜面の為耕作困難な1か所を除いて良好に管理されていました。今回の申請は農業後継者として経営していく為、贈与により農地の所有権を取得したいということです。申請理由を簡単に読み上げさせていただきます。私は農業を営む両親と私共夫婦、子供で同居しております。近い将来農業を受け継ぐ者として今日まで父親の農業を可能な限り手伝って参りました。父親も高齢となり重労働が続く農作業は老いてきた身体には負担が大きくなりつつあり、父親と相談して参りました。そして、父親が健全な間に農業経営を息子の私に段階的に委譲して行く事になりました。上記の理由により父親所有の農地を私に移転致したく許可申請致します。といった内容です。農機具等はトラクター2台、田植機2台、コンバイン2台、乾燥機2台を所有しております。この案件ですが特に問題なく適当であると考えられます。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。他には。

推進委員 ○○○地区担当推進委員の□□□です。申請案件の農地は北側と東側は町道に面し、南側は畑、西側は宅地になっています。譲受人は譲渡人の次男と一緒に農地の耕作に携わっており、本申請農地の所有権が移っても、農地の維持管理が維持されて周辺農地への支障はないものと思われます。本申請に関する意見は以上です。

議長 はい。ありがとうございました。只今、班長、担当委員及び担当地区の推進委員から、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見、ご質問がありましたら挙手をお願い致します。

それでは無いようですので、申請のとおり番号1について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、番号1については、申請のとおり許可と決定致しました。以上で、番号1を終わります。日程第2議案第53号は以上になります。

議長 日程第3、議案第54号「農地法第4条制限除外について」を議題といたします。本議案につきましては、1名の委員が関係者となっております。農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定に議事参与の制限がございますので、該当委員さんにつきましては、ご退席いただきまして、審議を行いたいと思います。該当委員は、ご退席願います。

(該当委員 退席)

議長 それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは事務局より議案第54号「農地法第4条制限除外について」をご説明いたします。今月の申請件数は1件、196.31㎡の転用申請が審査対象となります。申請番号1を説明させていただきます。議案書は2頁、図面は議案第54号資料1-①から④をお手元にご用意下さい。番号1対象地は滑川町大字○○○字○○○×××番×××の一部、畑、農振地域内の農地、登記簿面積348㎡の

うち 196.31 m<sup>2</sup>になります。申請人ですが〇〇〇町大字〇〇〇×××番地、□□□様です。申請事由ですが、既存農業用倉庫の未手続が判明したが、農業経営に必要な施設として、既存農業用倉庫の利用ならびに老朽化のための建替えを認めて頂きたい、追認を頂きたいというものです。備考ですが農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号に該当する案件で、2a 未満の農業用施設として届出がされたものです。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございます。事務局より説明が終わりました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。

2 番 1 班 2 番吉田です。12 月 17 日土曜日午前 9 時より農業委員 4 名、農地利用最適化推進委員 3 名で現地調査を実施致しました。〇〇〇地区ですが議事参与の制限がございますので私の方で報告致します。詳細つきましても引き続き説明させていただきます。場所は〇〇〇の〇〇〇を北に×××km 程行った信号を左折し×××km 程行って右折し×××m 程行った所になります。現地は〇〇〇×××番地×××の一部になります。現地は古い建物も撤去済で整地してありました。測量杭も確認できました。理由書がありますので読ませていただきます。私は現在農業を行っており、息子の哲男が認定農業者として中心となって経営しております。栽培面積は 6 ha の水稻及び飼料米並びに粟 4 反、筍 2 反などを農協や直売所等に売り生計を営んでおります。今回の申請地ですが道路を挟んだ自宅前の南側に位置し車庫並びに牛舎が建っております。車庫につきましては 25 年前に息子が家を建てた時に自宅の敷地内から移築し現在に至っております。牛舎につきましては昭和初期に建て牛や豚などを飼っていましたが、30 年前ぐらいからコンバインなどの資材置場として使用しております。車庫につきましては軽トラック及び農業資材置場となっております。車庫は鉄の支柱など腐食が進み危険な状態になってきている為、息子から新しい車庫を作りたいと相談を受けました。申請場所が農地の為転用等の手続が必要と考え息子を役場に行かせたところ後日担

当者から農業振興地内の農用地であると返答があり、又牛舎についても申請した履歴がない事から手続きがしてないと指摘を受けました。今回誠に恐縮ですが、自宅前にある農用地域を農業用施設用地に転用したいと考えて、県に変更届けの申請を出したところ、許可がおりましたので、車庫撤去いたしました。牛舎については、既存のままコンバインなどの置場として考えております。どうか使用を認めていただけるようお願い申し上げます。新しい車庫につきましては、トラクター、軽トラ、農業資材等及び米の保冷库などの施設として使用したいと考えております。他の農地については現状のまま梅などの果樹を栽培していきたいと考えておりますので、どうか変更の許可をお願い致します、といった内容です。周辺も自宅の土地なので問題ないと思います。ご審議の程宜しくお願い致します。

議長 はい、ありがとうございます。他には。

推進委員 ○○○地区担当推進委員の□□□です。申請場所の牛舎については現在コンバインが置かれておりました。現地には測量杭も確認出来ました。申請案件の建物と農業用倉庫施設は申請人の耕作地内にあります。また畑には側溝や柵渠が整備されていますので周辺農地への影響はないと考えられます。ご審議の程宜しくお願い致します。

議長 ただいま班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。それでは無いようですので、申請内容を承認し、受理とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、番号1については、承認と決定いたしました。

事務局は該当委員の復席をお願いします。

(該当委員 復席)

議長 日程第3議案第54号は以上になります。



議長 日程第4、議案第55号「滑川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題と致します。それでは事務局は説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第55号滑川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてを説明いたします。議案書の3頁及び議案第55号資料をお手元にご用意ください。制度の詳細及び案件の説明については、産業振興課の農林商工担当が行いますので、宜しくお願い致します。

担当 はい、皆様、改めまして、おはようございます。産業振興課、農林商工担当の吉野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。内容といたしまして、議案第55号、滑川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見につきまして、55号の資料に基づき、説明をさせていただきます。皆様既にご存じの通り、農業振興地域の変更、いわゆる、除外と言われるものでございます。除外とは何かと申しますと、農業振興地域整備計画の中にある、滑川町の将来にわたって残していかなければならない最も重要な農地であるということで解釈をしております。そこを農地以外のものにしたという申請がございまして、今回1件の事案が出てきております。なぜ、農業委員会の皆様に、お話をするのかと申しますと、先程ありました通り、委員会の同意を頂きたく、この席に説明に参った次第でございます。それでは、早速でございますが事案番号1につきまして、所在地、地目、面積等を説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。まず、所在地でございますが、滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××の一部でございます。地目につきましては、登記簿、現況とも畑でございます。面積につきましては、499 m<sup>2</sup>。所在の目的につきましては、専用住宅を新規に計画したいというお話でございます。土地所有者につきましては□□□さん、事業計画者につきましては、□□□さんのお孫さんでございます□□□さんでございます。そちらに書いてございます、必要性・適当性・非代替性、農業利用への支障、この

辺りにつきましては、まず要件を満たしているということで確認ができてございます。農業に対する支障は無いと産業振興課の方では考えてございます。一枚めくって頂きまして、場所の方でございしますが、〇〇〇を北に進み、〇〇〇に向かう信号を左折、町道×××号線を西に約×××キロメートル進み、右折、町道×××号線を北に約×××m進んだ右側の土地が申請の場所になっております。こちらの方に新しく専用住宅を建設したいという申請が出てございます。説明につきましては以上でございします。どうぞ宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございました。ただいま担当の吉野副課長より詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

それでは無いようですので、申請内容について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

全員賛成ですので、議案第 55 号については、申請内容を承認とし、農業委員会として「異議なし」として、滑川町長に意見を送付いたします。議案第 55 号の審議を終わります。日程第 4 は以上になります。

議 長 日程第 5、議案第 56 号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について」を議題と致します。本議案につきましては、1 名の委員が計画に関係しております。農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に規定に「議事参与の制限」がございしますので、事務局から議案内容の全体説明をして頂き、その後、該当委員にご退席頂き審議を行いたいと思います。そのような審議の方法で皆様、宜しいでしょうか。

それではそのような形で進めさせていただきます。事務局より、説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第 56 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定)をご説明いたします。議案書

の4頁、議案第56号資料をご用意ください。それでは表紙を1枚めくってください。今回は33筆62,044㎡となります。内訳は3年・賃借13筆34,206㎡、6年・賃借4筆9,197㎡、9年・使用貸借5筆5,005㎡、10年・賃借3筆4,127㎡、10年使用貸借8筆9,509㎡となります。詳細につきましては、もう一枚めくっていただいた頁以降の調書に、借り手、貸し手、土地の所在等をまとめております。本計画において、町農政部局より農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていることを確認している旨の報告も受けております。なお、今回の審議に当り、議事参与制限に係る委員の方がいらっしゃいます。先ほど会長からご確認いただいたように、該当委員にはお手数ですが退席をいただき、各審議をお願いしたいと思います。ご審議を宜しくお願い致します。

議 長 事務局より説明が終わりました。まず整理番号70番から72番を除いて審議を行います。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら、挙手をお願いします。

それでは無いようですので、この件について計画案に承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

全員賛成ですので、この件については、計画のとおり承認することに決定いたします。事務局は退席委員の復席をお願いします。

議案第56号については、すべて計画通り承認することに決定致しました。日程第5は以上になります。

議 長 本日の総会に付議された議案は全て終了致しました。それでは、閉会にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(委員より異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。滑川町農業委員会、令和4年第12回総会は、閉会することに決定致しました。ご協力ありがとうございました。

事務局 北堀会長、議事進行お疲れ様でございました。委員の皆様におかれましても慎重審議をありがとうございました。それでは、総会の方を終了させていただきます。



本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和5年1月25日

議 長 北 堀 高 茂

署名委員 高 柳 幸 夫

署名委員 田 幡 只 夫